

令和7年度淡海環境保全財団 スマート・ライフスタイル 普及促進事業補助金



申請の手引き(説明会用)

令和7年5月20日

本資料は説明会時点の内容であり、事業開始までに一部変更となる可能性があります。

(お問い合わせ先・申請書類の提出先)

公益財団法人 淡海環境保全財団(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

TEL:077-569-5301 FAX:077-569-5304

MAIL:pv@ohmi.or.jp

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07smart-life/>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8時30分～17時15分(12時～13時までは除く)

目次

1. 令和7年度の主な変更点	P3
2. 補助金制度の概要	P4
(1) 制度の概要	P4
(2) 一般的要件	P5
ア. 補助対象事業者について	P5
イ. 補助対象事業について	P5
ウ. 補助対象経費について	P6
(3) 設備要件、補助要件および補助額の一覧表	P7
(4) 重点対策加速化事業の詳細	P9
(5) 基本対策推進事業の詳細	P15
(6) 促進区域内再エネ導入推進事業の詳細	P19
(7) 断熱設備の考え方	P23
3. 補助金登録申込、交付申請の流れ	P29
4. 登録申込書の提出[任意]	P30
5. 登録の完了	P30
6. 交付申請書の提出	P31
7. 手続代行者	P32
8. データ等の提供	P32
9. 対象設備の処分の制限	P32
10. その他	P32
11. 提出書類一覧	P33
(1) 重点対策加速化事業（個人登録申込者）	P33
(2) 促進区域内再エネ導入推進事業（個人登録申込者）	P34
(3) 重点対策加速化事業（個人交付申請者）	P35
(4) 基本対策市推進事業（個人交付申請者）	P40
(5) 促進区域内再エネ導入推進事業（個人交付申請者）	P44
12. PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について	P47

補助金の交付申請される皆様へ

この申請の手引きは、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が、滋賀県から交付を受け令和7年度に取り扱いますスマート・ライフスタイル普及促進事業補助金の申請手続きについてまとめたものです。この申請の手引きをよくご理解の上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 令和7年度の主な変更点

(1)促進区域内再エネ導入推進事業の追加

再生可能エネルギー導入を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域内で実施される太陽光発電システムと蓄電池の設置に対して補助を拡充します。

※詳細は4ページ「(1) 制度の概要」および19ページ「(6) 促進区域内再エネ導入推進事業の詳細」を参照してください。

※PPAサービスやリース契約の場合は47ページ「PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について」を参照してください。

(2)登録申込制度の導入[任意]

工事に一定の時間を要する場合、**工事着工前**に登録申込をすることで予算を確保できるようにしました。対象設備は下記のとおりで登録を希望される場合は登録申込書(様式第1号)に33～34ページに記載の添付書類を添えて提出する必要があります。

※詳細は30ページ「登録申込書の提出 [任意]」を参照してください。

※PPAサービスやリース契約の場合は47ページ「PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について」を参照してください。

登録申込可能事業	重点対策加速化事業	促進区域内再エネ導入推進事業
対象設備	・太陽光発電システム ・蓄電池 ・断熱設備（壁・窓等断熱改修）	・太陽光発電システム ・蓄電池

(3)提出書類等の追加

- ・補助金交付申請時に領収書とともに「経費の詳細がわかる内訳書」の提出が必要です。
- ・太陽光発電システム設置後の写真は、パネル枚数が確認できることが必要です。
- ・太陽光発電システムと蓄電池を同時に設置した場合も配線図もしくはシステム構成図の添付が必要です。

(4)PPAサービスやリース契約による交付申請の受付開始

重点対策加速化事業のうち、太陽光発電システム、蓄電池および促進区域内再エネ導入推進事業補助金交付申請において、PPAサービスやリース契約による交付申請受付を開始します。※詳細は47ページ「PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について」を参照してください。

(5)対象設備の設置工事期間および HEMS の購入期間

対象事業	事業着手日	設置工事完了日
	対象設備の設置に係る事業着手日（契約締結、前金支払および工事着工等）が下記の日付以後であることが必要	
重点対策加速化事業 促進区域内再エネ導入推進事業	令和7年4月11日（金）から	令和8年1月31日（土）まで
基本対策推進事業	令和7年4月1日（火）から	令和8年1月31日（土）まで
	※太陽光発電システムを設置した場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とします。	
共通	※上記記載の太陽光発電システム以外の対象設備の設置完了日は、工事完了証明書（様式第6号）の日付とし、工事を伴わない製品の購入に関しては、領収書の発行日とします。	
HEMS の購入日 （基本対策推進事業）	令和7年4月1日（火）から	令和8年1月31日（土）まで
	※購入日は、領収書の発行日とします。	

2. 補助金制度の概要

(1)制度の概要

- ・この制度は、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広め、再生可能エネルギーの普及拡大と徹底した省エネ（節電）の推進を図ることを目的とし、個人の住宅等において、太陽光発電、高効率給湯器や断熱改修等の省エネ・再エネ設備を設置される方に対して、その導入に必要な経費の一部を助成するものです。
- ・補助金には、「重点対策加速化事業」、「基本対策推進事業」および「促進区域内再エネ導入推進事業※」の三つのメニューがあります。※令和7年度新規設定
- ・「重点対策加速化事業」は、CO₂ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換を加速させるため、「基本対策推進事業」を拡充し、より省エネ・断熱性能が高い設備に対し、より大きな支援を行うものです。

※CO₂ネットゼロ：二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすること。

- ・「促進区域内再エネ導入推進事業」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県内市町が設定する「促進区域※」において、県民の方が再エネ設備を設置するための費用を支援するものです。

※促進区域とは地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」で、住宅地を促進区域としているのは滋賀県では湖南市（令和7年5月26日時点）が該当します。

再エネ促進区域の詳細については下記HPを参照してください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html

- ・下記の（２）一般的要件や７ページの「（３）設備要件、補助要件および補助額の一覧表」を確認の上、申請してください。各事業の詳細は、９ページ、１５ページおよび１９ページをご覧ください。

（２）一般的要件

ア．補助対象事業者について

この補助金の申請をする方は次のいずれにも該当する必要があります。

- ① 補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、住居として自ら居住している、またはする予定の方
 - ・建物の区分所有者等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第２５条第１項に規定する管理者および第４７条第１項に規定する管理法人組合を含みます。
 - ・マンション等集合住宅も対象です。（賃貸住宅は対象外です）
 - ・別荘として利用している場合も対象です。但し、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。
 - ・住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。ただし、登記事項証明書で建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」である必要があります。なお、重点対策加速化事業の断熱設備については、兼用利用は対象外です。
- ② 滋賀県の県税に未納がない方
 - ・納期が到来している県税に未納（分納等を含む）がないこと。
- ③ 平成２４年度以降に今年度申請する設備と同一区分の設備の補助を受けていない方
 - ※太陽光発電システムの増設の場合も含む
- 過去の補助金名
 - ・滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金
 - ・淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金
 - ・淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム、コージェネレーションシステム普及促進補助金
 - ・淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金
 - ・淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
- ④ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第４条（４）に規定する暴力団員等ではない方
 - ・財団が必要と認める場合に、滋賀県警察本部に照会することを承諾いただく必要があります。

イ．補助対象事業について

- ① 重点対策加速化事業および基本対策推進事業は、個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象ですが、促進区域内再エネ導入推進事業は個人用新築住宅も対象です。
 - ・対象設備を個人用既存住宅に設置した場合、工事着工日時点の建物の所有者が申請者もしくは同居の家族である場合のみ対象です。住宅を購入した場合、所有権移転の次の日以降に対象設備の設置工事に着工している場合が対象です。

- ・対象設備を個人用新築住宅に設置した場合、交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居の家族である場合が対象です。
 - ・補助対象となる「既存住宅」とは、対象設備を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、対象設備の設置工事期間が重なっていないものとします。
 - ・申請内容によっては、建物の登記簿謄本（全部事項証明書※）を提出いただく場合があります。※新築住宅に設置した場合は必須です。
- ②対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。
- ③補助事業の対象設備およびHEMSは未使用であること。
- ④同一年度に同一申請者からの複数回の申請はできません。
- ⑤同一の対象設備からの更新は対象外です。（重点対策加速化事業の高効率給湯器（エネファーム除く）と高効率空調設備除く）

ウ. 補助対象経費について

①対象設備の設置に要した費用で、設備本体費用および設置工事費用との合計金額です。

- ・消費税は対象外です。
- ・太陽光発電の設置費用には、太陽光パネル保証料、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。
- ・蓄電池の設置費用には、蓄電池の保証料、モニター、HEMS購入費用、HEMS設置費用等は含みません。

②他の補助金との併用について

- ・同一対象製品については、重点対策加速化事業、基本対策推進事業および促進区域内再エネ導入推進事業間の併用はできません。
- ・重点対策加速化事業および促進区域内再エネ導入推進事業については、国庫を財源としない他の補助金（国や県内市町等の補助金）と併用できますが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とします。ただし、促進区域内再エネ導入推進事業は、その他県が実施する補助金との併用はできません。また、重点対策加速化事業は対象設備個別の上限額を設定していますが、複数の対象設備を設置する場合の申請額の上限は設定していません。
- ・基本対策推進事業については、他の補助金と併用できます。また複数の対象設備を設置する場合、申請額の上限は10万円です。

ただし、次のAの額の3分の1以内とします。

$$A = a - b$$

a：補助対象経費

b：補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

- ・機関によっては併用が認められない場合もありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。

(3)設備要件、補助要件および補助額の一覧表

■重点対策加速化事業（詳細は9ページをご覧ください）

設備名	主な設備要件		主な補助要件	補助率等	補助金額 (上限額)
システム 太陽光発電 住宅用太陽光発電	固定価格買取制度（FIT）およびFIP制度の事業計画認定を受けないものであり、当該設備容量が2kW以上、（増設の場合においては、増設分が2kW以上）のシステムであること。（PPAやリース契約も可）			7万円/kW （補助対象経費）	30万円
（エネファーム） 湯器（エネファーム） 高効率給湯器	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が登録した機器であること。 （燃料電池部分の後付け設置も対象）			補助対象経費の1/2以内	35万円
高効率給湯器 （エネファーム以外）	ハイブリッド給湯器	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるものであり、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		補助対象経費の1/2以内	22万円
	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるものであり、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格）または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）			20万円
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるものであり、給湯部熱効率が90%以上であること。			10万円
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるものであり、連続給湯効率が90%以上であること。			
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。（PPAやリース契約も可）		本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること	・蓄電池価格(円/kWh)の1/3以内 ・15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）×1/3以内	30万円
（壁・窓等断熱改修） 断熱設備	・導入する製品は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること。 ・改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表の最低改修率を満たすこと。 ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修し、導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。		専用住宅であること（店舗、事務所等との兼用は不可）	補助対象経費の1/3以内	120万円 ※
（エアコン） 高効率空調設備	従来の空調機器等に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの。		本事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備（壁・窓等断熱改修）」いずれかとあわせて行うこと。	補助対象経費の1/2以内	5万円
高機能換気設備	平時に活用するものであり、以下の要件を全て満たすこと。 ・全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること。 ・必要換気量（一人当たり毎時 30 m ³ 以上）を確保すること。 ・熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること			補助対象経費の1/2以内	5万円
高効率照明機器	調光制御機能（※）を有する LED に限る。 ※調光制御機能を有するLEDとは、以下のいずれかの機能を有するLEDのこと ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御			補助対象経費の1/2以内	1万円

同一の対象設備からの更新は補助対象外！【高効率給湯器（エネファーム以外）、高効率空調設備を除く】

※ 戸建住宅1戸あたり：上限 120 万円、集合住宅1戸ごと：上限 15 万円

（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：上限5万円、集合住宅1戸ごとに：上限5万円）

■基本対策推進事業（詳細は 15 ページをご覧ください）

設備名	設備要件		補助要件	補助金額 (定額)	
住宅用 太陽光発電 システム	同一の対象設備からの更新は補助対象外	固定価格買取制度（FIT）の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満（増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満）のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他の対象設備を設置する場合に補助対象とする。	4万円	
高効率 給湯器 (エネファーム)		一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が登録した機器であること。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電（※）と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電（※）を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	6万円	
高効率給湯器 (エネファーム以外)		電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。（JIS規格） または、年間給湯効率が3.1以上であること。（JRA規格）		2万円
		潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	給湯部熱効率が90%以上であること。		
		潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	連続給湯効率が90%以上であること。		
		ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
太陽熱利用システム		JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。			
家庭用蓄電池		太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。	5万円	
V2H（バイク・ホーム）	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		4万円		
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。		2万円		
【上記以外の要件等】					
(1) HEMSは、エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。					
(2) 対象設備、HEMSはいずれも未使用であること。					
(3) 対象設備の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、HEMSの購入店が滋賀県内販売店であるものに限る。					
(4) 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。					
また、高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）含む）から高効率給湯器（エネファーム以外）への更新は補助対象外とする。					

■促進区域内再エネ導入推進事業（詳細は 19 ページをご覧ください）

設備名	主な設備要件	主な補助要件	補助率等
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度（FIT）およびFIP制度の事業計画認定を受けないものであり、当該設備容量が2kW以上、（増設の場合においては、増設分が2kW以上）のシステムであること。（P P Aやリース契約も可）		7万円/kW (補助対象経費)
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。（P P Aやリース契約も可）	本事業で導入する「住宅用太陽光発電システム」の付帯設備であること	・蓄電池価格（円/kWh）の1/3以内 ・15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）×1/3以内

同一の対象設備からの更新は補助対象外！

（４）重点対策加速化事業の詳細

（４－１）事業の要件

- ① 個人用既存住宅において対象設備を設置した者であること。
- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑧ 基本対策推進事業および促進区域内再エネ導入推進事業との併用はできない。
- ⑨ 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金（国や県内市町等の補助金）と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。
- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和 7 年 4 月 11 日以後であること。

（４－２）交付対象事業の内容

ア 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7 万円/kW（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 30 万円
交付要件	a 当該設備容量が 2kW 以上（増設の場合においては、増設分が 2kW 以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 d 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。 f PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等につ

	いて法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。 i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
--	---

※ PPA もしくはリース契約の場合は 49 ページを参照すること。

イ 高効率給湯器（エネファーム）

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 35 万円
交付要件	a 一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が登録した機器であること。 B 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

ウー① 高効率給湯器（ハイブリッド給湯器）

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 22 万円
交付要件	a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。 b 電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が 90%以上であること。

ウー② 高効率給湯器（電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等））

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 20 万円
交付要件	a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。 b 年間給湯保温効率または年間給湯効率が 2.7 以上であること（JIS 規格）。または、年間給湯効率が 3.1 以上であること（JRA 規格）。

ウー③ 高効率給湯器

（潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール））

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 10 万円
交付要件	a 従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO₂効果が得られるもの。 b 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が 90%以上であること。

	c 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が 90%以上であること。
--	---

エ 蓄電池

交付率等	蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3（ただし、下記価格（※ 1）の 1 / 3 を上限とするとともに、下記価格（※ 2）を上限とする。） ※ 1 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） ※ 2 一事業あたり 30 万円
交付要件	a アで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※ 1 に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 h 以下のすべてを満たすこと。 (a) 蓄電池パッケージ ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 ・初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

	・定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起を行うこと。 ・廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 ・アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 (c) 蓄電池部安全基準 ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行) とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
--	--

	・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 (d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (e) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 (f) 保証期間 ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

※ PPA もしくはリース契約の場合は 50 ページを参照すること。

オ 断熱設備（壁・窓等断熱改修）

交付率等	1 / 3 ・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア） 戸建住宅 1 戸あたり：上限 120 万円、集合住宅 1 戸ごと：上限 15 万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅 1 戸当たり：上限 5 万円、集合住宅 1 戸ごとに：上限 5 万円）
交付要件	a 専用住宅であること。店舗、事務所等との兼用は不可とする。 b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。

	c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。 d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 e 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない 窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 【戸建住宅・集合住宅（個別）：h～j の全てを満たすこと】 h 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。 i 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。 j 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。 【集合住宅（全体）：k～n の全てを満たすこと】 k 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。 l 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。 m 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。 n 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。
--	---

カ 高効率空調設備

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	a ア～ウ、オいずれかの事業をあわせて行うこと。 b 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上の省CO₂ 効果が得られるもの。

キ 高機能換気設備

交付率等	1 / 2（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 5 万円
交付要件	a ア～ウ、オいずれかの事業をあわせて行うこと。

	b 対象施設内に設置し、平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (b) 必要換気量 (一人当たり毎時 30 m³以上※) を確保すること (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 c 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
--	---

ク 高効率照明機器

交付率等	1 / 2 (ただし、下記価格 (※) を上限とする) ※ 一事業あたり 1 万円
交付要件	a ア～ウ、オいずれかの事業をあわせて行うこと。 b 調光制御機能 (※) を有する LED に限る。 c 屋内に設置して使用するものであること。 d 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 ※ 調光制御機能を有する LED とは、以下のいずれかの機能を有する LED のこと ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御

(5) 基本対策推進事業の詳細

(5-1) 事業の要件

- ① 個人用既存住宅において対象設備を設置した者であること。
- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費 (消費税および地方消費税は除く。) とする。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者 (滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者) であること、HEMS の購入店が滋賀県内販売店であること。
- ⑧ 重点対策推進事業および促進区域内再エネ導入推進事業との併用はできない。
- ⑨ 複数の対象設備を購入する場合、申請額は上限 10 万円とする。
ただし、次の A の額の 3 分の 1 以内とする。

$$A = a - b$$

a : 補助対象経費

b : 補助対象経費に対して、他の補助金等で交付された額

- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和7年4月1日以後であること。また HEMS (エネルギー管理システム) の購入日は令和7年4月1日以後であること。

(5-2) 交付対象事業の内容

① 住宅用太陽光発電システム

交付率等	定額、4万円
交付要件	a 固定価格買取制度 (FIT) の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が 2kW 以上、10kW 未満 (増設の場合においては、増設分が 2kW 以上、既設分との合計が 10kW 未満) のシステムであること。 b 設置と併せて、2万円以上の HEMS (※) を購入するもしくは他の対象設備を設置すること。 ※HEMS は、エネルギーの使用状況 (電力使用量) の「見える化」ができること。また、一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能 (省エネモードを含む) を有していること。 c 滋賀県が運営管理する J-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボנקレジット倶楽部 (太陽光発電設備、コージェネレーションシステム)」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。

② 高効率給湯器 (エネファーム)

交付率等	定額、6万円
交付要件	a 以下のいずれかを満たすこと。 ・導入する自宅に太陽光発電システム (※) と併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システム (※) を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。(※1) (※) 太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 b 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (F C A) が登録した機器であること。 c 滋賀県が運営管理する J-クレジット制度に基づく二酸化炭素排出削減事業「びわ湖カーボנקレジット倶楽部 (太陽光発電設備、コージェネレーションシステム)」に入会すること、又はしていること。ただし、入会資格を満たさないものについては、その限りではない。 また、蓄電池を併用している場合は入会は不要とする。 d (※3) 高効率給湯器 (エネファーム) からの更新でないこと。

③ 高効率給湯器 (エネファーム以外)

交付率等	定額、2万円
交付要件	a 以下のいずれかを満たすこと。 ・導入する自宅に太陽光発電システム (※) と併せて設置する。 ・導入する自宅に既設の太陽光発電システム (※) を備えている。

	・ 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。(※1) (※) 太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 b 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）の場合、年間給湯保温効率または年間給湯効率が 2.7 以上であること（JIS 規格）。または、年間給湯効率が 3.1 以上であること（JRA 規格）。 c 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）の場合、給湯部熱効率が 90%以上であること。 d 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）の場合、連続給湯効率が 90%以上であること。 e ハイブリッド給湯器の場合、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が 90%以上であること。 f (※3) 高効率給湯器（エネファームおよびガスエンジン給湯器（エコウィル）を含む）からの更新でないこと。
--	---

④ 太陽熱利用システム

交付率等	定額、2 万円
交付要件	a 以下のいずれかを満たすこと。 ・ 導入する自宅に太陽光発電システム(※)と併せて設置する。 ・ 導入する自宅に既設の太陽光発電システム(※)を備えている。 ・ 停電の際、単独で設備の機能を利用できる。(※2) ※太陽光発電システムはいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。 b JIS 規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）に認定された機器であること。

⑤ 蓄電池

交付率等	定額、5 万円
交付要件	a 太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。 b JIS 規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が 1 kWh 以上かつ定格出力が 500W 以上であるもの。 c 以下のいずれかを満たすこと。 ・ 太陽光発電と併せて設置する。 ・ 既設の太陽光発電を備えている。

⑥ V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）

交付率等	定額、4 万円
交付要件	a 太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。 b 以下のいずれかを満たすこと。

	・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。
--	---

⑦ 窓断熱設備

交付率等	定額、2万円
交付要件	a 窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。 b 設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。

※1 高効率給湯器の「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは？

系統電力から給電が停止しても、設備の機能（発電や給湯）を継続できること。

例①停電時は自立運転に切り替わり、発電や給湯を継続できる。

例②停電時も貯湯ユニット内のお湯をシャワーや蛇口で使える設備や、非常用取水栓からタンク内のお湯を出せる設備であればお湯を使える。

※2 太陽熱利用システムの「停電の際、単独で設備の機能を利用できる。」とは？

系統電力から給電が停止しても、設備の機能を継続できること。

例① 自然循環型で停電時でも水圧でお湯を供給できる。

例② 設備に非常用の取り出し口を取り付けている。

※3 高効率給湯器を設置した場合における補助対象の判断は、以下の（表）を参照してください。

（表） 交換する場合の高効率給湯器（基本対策推進事業）の補助対象範囲

交換前の給湯器		設置予定の対象設備	補助対象
高 効 率 給 湯 器	エネファーム	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	×
	エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器（エコワン等） ガスエンジン給湯器（エコウィル）	エネファーム	○
		エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	×
従 来 型	電気温水器 都市ガス給湯器 LP ガス給湯器 石油給湯器	高効率給湯器 (エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、 ハイブリッド給湯器)	○

(6)促進区域内再エネ導入推進事業の詳細

(6-1) 事業の要件

- ① 以下の定義による「促進区域」内に住所がある（予定を含む）個人用住宅において対象設備を設置した者であること。

※促進区域

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」をいう。

- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑧ 重点対策加速化事業、基本対策推進事業およびその他県が実施する補助金との併用はできない。
- ⑨ 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金（国や県内市町等の補助金）と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。
- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為または設置工事着工日のいずれか早い方が令和7年4月11日以後であること。

(6-2) 交付対象事業の内容

A 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7万円/kW
交付要件	a 当該設備容量が2kW以上（増設の場合においては、増設分が2kW以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 d 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。 f PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサ

	ービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。 i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
--	---

※ PPA もしくはリース契約の場合は 53 ページを参照すること。

B 蓄電池

交付率等	蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3（ただし、下記価格（※）の 1 / 3 を上限とする。） ※ 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
交付要件	a Aで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。

	h 以下のすべてを満たすこと。 (a) 蓄電池パッケージ - 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 - 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） - 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 - 出力可能時間の例示 - 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 - 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 - 保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければ
--	--

	ならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 ・廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 ・アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 (c) 蓄電池部安全基準 ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 (d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (e) 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) ・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 (f) 保証期間 ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。
--	---

	※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する 単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

※ PPA もしくはリース契約の場合は 54 ページを参照すること。

（７）断熱設備の考え方（戸建て住宅の場合）

（７－１）申請までの手順

- ①補助金の一般的な要件に該当するか確認してください。
- ↓
- ②断熱設備の住宅要件、申請要件に該当するか確認してください。
- ↓
- ③更新でないことを確認してください。
- ↓
- ④使用する製品が環境省の補助金の補助対象製品であるか確認してください。
- ↓
- ⑤改修要件に該当するか確認するため、平面図、求積図、求積表を作成してください。
- ↓
- ⑥延べ床面積を算出してください。
- ↓
- ⑦断熱改修する居室と部位（天井・外壁・床・窓・ガラス）を決めてください。
- ↓
- ⑧改修要件を確認のうえ、補助対象床面積を算出してください。
- ↓
- ⑨改修率を計算して、早見表の最低改修率をこえているか確認してください。

（７－２）要件

住宅要件

- ・専用住宅であること。店舗、事務所等との兼用は対象外です。

申請要件

- ・事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。
- ・事業実施主体自身が所有している住宅であること。

製品要件

- ・導入する製品は、環境省の補助金の補助対象製品であること。
- ・環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であり、以下のホームページをご確認ください。

<https://ekes.jp/> （環境省より委託を受けて事業を実施される「北海道環境財団」の HP）

- ・断熱材、窓、ガラスは上記製品要件に加えて後述の個別製品要件も満たす必要があり、玄関ドアは後述の個別製品要件を満たす必要があります。（25 ページ・26 ページを参照してください）

全体の改修要件

○改修する居室等と部位について

- ①改修する部位は、表1「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、地域区分（※1）ごとの最低改修率（※2）の要件を満たしてください。なお、早見表によらずにリフォームする場合は暖冷房の一次エネルギー消費量15%以上削減を、省エネルギー計算によって証明してください。
- ②居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修してください。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。
- ③導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工してください。
- ④玄関外皮の窓を改修する場合は、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修してください。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。
- ⑤断熱材および窓・ガラスを改修する場合は、外皮部分（外気に接する部分）のみ補助対象とする。

※1 地域区分：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分

※2 最低改修率：延べ床面積における補助対象床面積の合計に占める割合のうち最低限の割合

$$\text{改修率（\%）} = \frac{\text{補助対象床面積合計（m}^2\text{）}}{\text{延べ床面積（m}^2\text{）}} \times 100$$

※ 少数点第1位は切捨てして整数とする。

（表1）エネルギー計算結果早見表

断熱部位 数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓・ガラス	最低改修率（%）	
						地域区分	
						5	6
4 部位	1	天井	外壁	床	窓・ガラス	25	25
3 部位	2	天井	外壁		窓・ガラス	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25
	4		外壁	床	窓・ガラス	25	25
	5	天井		床	窓・ガラス	25	25
	6	天井	外壁			25	25
2 部位	7	天井		床		25	25
	8	天井			窓・ガラス	25	25
	9		外壁		窓の改修	40	40
	10		外壁		ガラスの改修	40	40
	11		外壁	床		40	40
	12			床	窓の改修	40	40
	13			床	ガラスの改修	40	40
1 部位	14				窓の改修	100	100

○地域区分

5 地域	大津市、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町
6 地域	近江八幡市、草津市、守山市

※ 1 件の申請で[窓の改修]と[ガラスの改修]が混在する場合は、優先順位を
[ガラスの改修] > [窓の改修]として組合せ番号を適用すること。

個々の製品要件・改修要件

(ア) 断熱材

製品要件

① 表 2 の性能値を満たしてください（重ね貼りも可とする）。

（表 2）部位別の必要な性能値

熱抵抗値（R 値）		
天井	外壁	床
2. 7 以上	2. 7 以上	2. 2 以上

②熱伝導率（λ 値）が 0.042 以上の断熱材（グレードが D4 のもの）は、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。

改修要件

①天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修してください。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい（天井全体面積の最大 15%まで）。

② 床改修^{※1}において、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。

※ 1 外気に接する床（張出し床、ガレージ上、アルコーブ等）及びその他の床（外気に通じる床裏に接する床）をいう。

(イ) 窓・ガラス

改修・製品要件

① 窓の改修工法は、カバー工法窓取付^{※2}・外窓交換・内窓取付、ガラスの改修工法は、ガラス交換とします。

②使用予定製品のガラスの中空層の厚さが、補助対象製品の最小中空層の厚さを満たすこと。

③ガラス交換においては熱貫流率（Ug 値）1.5 以下の製品（グレードが G0 又は G1）に限り補助対象とします。

④以下の窓は改修を要件としません。

- A) 換気小窓^{※3}
- B) 300×200mm 以下のガラスを用いた窓
- C) 換気を目的としたジャロジー窓
- D) ガラスブロック

⑤窓及びガラスを改修対象部位とした場合、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。ただし、ガラスの面積がドア面積の 50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いて改修する場合は補助対象とします。なお、採風・通風

タイプは製品名に「採風・通風」があるものを使用すること。

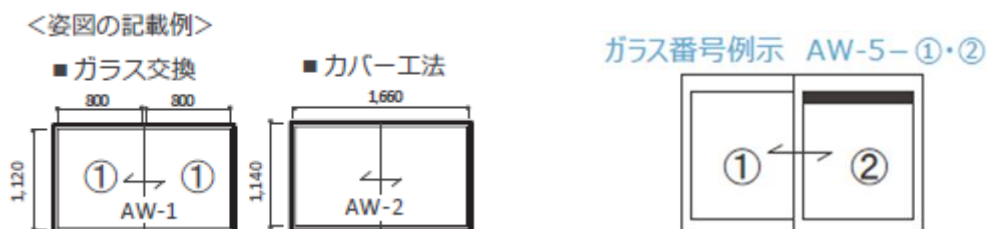
⑥天窓は改修を要件としません。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とします。

※2 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける工法をいう。

※3 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

○姿図について

- ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）を行う場合は提出すること。
- ・内観図で記載し寸法も入れること。
- ・窓番号、ガラス番号を記載し、申請書の窓番号、ガラス番号と整合性をとること。



（ウ）玄関ドア

改修要件

- ・ガラス、窓、断熱材による改修と同時に導入する場合のみ補助対象とする。
- ・環境省補助金の補助対象製品ではなく、下記の製品要件で判断。

製品要件

- ・玄関ドアを改修する場合は次の①、②のいずれかを満たす場合に限ります。
 - ① 熱貫流率が $4.7 \text{ (W/m}^2\cdot\text{K)}$ 以下であること（注1）
 - ② 戸と枠の組み合わせが表3のとおりであること
 - ③ 建具内部の断熱材の仕様から①又は②と同程度の性能と判断されること（注2）
- ※市場投入され一般に入手できる製品であること
- ※欄間付き、袖付きは補助対象外とする。（注3）

（注1）熱貫流率を示すことができない場合は、表3の戸と枠の組合せの製品とする。

（注2）添付資料から①又は②と同程度の断熱性能があると判断できる場合は対象とするので、事前に財団に相談すること。

（注3）玄関ドアを改修する場合はできるだけ開口部の少ない玄関ドアを採用すること。

（表3）補助対象となる戸と枠の組合せ

戸の仕様 枠の仕様	金属製高断熱 フラッシュ構造		金属製断熱 フラッシュ構造		金属製 フラッシュ構造		金属製にカ フラッシュ構造		金属製または その他	
	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし	複層 ガラス	ガラス なし
金属製熱遮断構造	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
樹脂と金属の複合材料製	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
金属性またはその他	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×

(用語)

【金属製高断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸のうち、戸の厚さ 60mm 以上のものをいう。

【金属製断熱フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を密実に充填し、辺縁部を熱遮断構造とした戸をいう。

【金属製フラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間に断熱材を充填した構造の戸をいう。

【金属製ハニカムフラッシュ構造の戸】

金属製表裏面材の中間の密閉空気層を紙製又は水酸化アルミニウム製の仕切り材で細分化した構造の戸をいう。

【金属製熱遮断構造（建具）】

金属製の建具で、その枠及び框等の中間部を樹脂等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

(エ) その他

※交付申請書の記入方法や添付書類については、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の公募要領や作成例を参考にしてください。

（環境省より委託を受けて事業を実施されている「北海道環境財団」のHP）

公募要領：https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/R7_03_danref_kohbo.pdf

作成例：https://www.heco-hojo.jp/danref/doc/R7_03_danref_sakusei.pdf

(7-3) 交付申請書（様式3号）の記入方法

■総括表

- ・工法は工事対象住宅に該当する工法を選択してください。
- ・床面積は求積表で算出した各面積を記入してください。
- ・改修率は補助対象床面積を延べ床面積で割って算出してください。
- ・エネルギー計算早見表を使用する場合は該当する組み合わせ番号を記入してください。個別計算をする場合は事前に相談してください。

■断熱材

- ・求積表番号は求積表と整合性をとってください。
- ・種別は「吹付」、「吹込」、「その他」記入してください。
- ・登録番号、メーカー名、製品名、グレード、熱伝導率は環境省の補助対象製品の一覧表を転記してください。
- ・「厚み」は、使用する製品の厚みを記入してください。
- ・熱抵抗値は、「厚みmm」÷1000÷「熱伝導率」で算出してください。
- ・合計熱抵抗値は、一層目、二層目の合計を記入してください。

■窓

- ・平面図番号は平面図の窓番号を記入してください。
- ・改修工法は「カバー工法窓取付」、「外窓交換」、「内窓取付」から選択して記入してください。
- ・登録番号、メーカー名、製品名、グレード：環境省の補助対象製品の一覧表から転記してくだ

さい。

- ・窓サイズはサッシの寸法を記入してください。

■ ガラス

- ・平面図番号は平面図の窓番号を記入してください。
- ・ガラス番号は姿図の番号を記入してください。
- ・改修方法は「ガラス交換」のみです。
- ・登録番号、メーカー名、製品名、グレードは環境省の補助対象製品の一覧表を参考に記入してください。
- ・ガラスサイズは姿図の寸法を記入してください。

■ 玄関ドア

- ・開閉タイプは親子ドア、片開ドア等の型式を記入してください。
- ・断熱仕様は断熱性能がわかる記号（D 2、K 3等）または熱貫流率を記入してください。
- ・本体型番は戸（ドア本体）の形状やデザインが確認できる番号を記入してください。
- ・適合番号は次の①、②のいずれかの番号を記入してください。
 - ①熱貫流率が4.7（ $\text{w/m}^2 \cdot \text{k}$ ）以下であること。
 - ②戸と枠の組み合わせが表3のとおりであること

（7-4）図面等の記載例、エネルギー計算結果早見表の見方等

この補助金ホームページのTOPICS（トピックス）に掲載しています。

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07smart-life/>



3. 補助金登録申込、交付申請の流れ



登録申込〔任意〕

- ・重点対策加速化事業
- ・促進区域内再エネ導入推進事業
(含:PPA・リース)

対象設備 太陽光発電システム・蓄電池
断熱設備(壁・窓等断熱改修)

<補助金登録申込者> 補助金登録申込書の提出

登録申込受付期間
令和7年5月26日(月)から令和7年12月26日(金)まで

<(公財) 淡海環境保全財団> 登録申込書受付

登録番号発行・登録完了通知書発送・予算確保

登録完了通知書受領(※)

登録申込および交付申請は、それぞれ予算額に達した場合は記載の期間にかかわらず受付を終了しますので、
できる限りお早めに書類を提出してください！

交付申請

- ・重点対策加速化事業
- ・促進区域内再エネ導入推進事業
(含:PPA・リース)

<補助金交付申請者> 対象設備設置、支払完了

対象設備設置期間

設置事業着手日(※) → 設置工事完了日
令和7年4月11日(金)から 令和8年1月31日(土)まで
※契約締結、前金支払および工事着工等を指します

交付申請

- ・基本対策推進事業
- ・HEMSの購入

<補助金交付申請者> 対象設備設置、支払完了

対象設備設置期間 HEMS購入期間

設置事業着手日(※) → 設置工事完了日
令和7年4月1日(火)から 令和8年1月31日(土)まで
※契約締結、前金支払および工事着工等を指します

<補助金交付申請者> 補助金交付申請書の提出

交付申請受付期間
令和7年5月26日(月)から令和8年2月13日(金)まで

・事業を実施し、支払完了後60日以内(もしくは令和8年2月13日の
いずれか早い日)までに交付申請書を提出してください

<(公財) 淡海環境保全財団> 交付申請書受付・審査

交付決定(交付決定通知発送・補助金振込)

交付決定通知書の受領 ・ 口座へ着金

※登録申込を行う場合

・登録完了通知日以前に工
事着工された場合、予算確
保の効力が失効しますので
、対象設備の工事着工は、登
録完了通知日以降に実施し
てください！

4. 登録申込書の提出[任意]

・下記の対象設備の補助金交付申請において、登録を希望される場合、工事着工前に補助金登録申込書（様式第1号）に33～34ページに記載の添付書類（※）を添えて提出してください。

※住民票に不備がある場合、受付しませんのでご注意ください。

登録申込可能事業	重点対策加速化事業	促進区域内再エネ導入推進事業
対象設備	・太陽光発電システム ・蓄電池 ・断熱設備（壁・窓等断熱改修）	・太陽光発電システム ・蓄電池

- ・補助金登録申込書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を超える登録申込みがあった場合は、期間内であっても受付を終了します。（ホームページに掲載）
- ・予算の範囲を超えた受付終了当日に提出のあった登録申込書は抽選を行い、最終的な登録者を決定します。抽選にもれた場合は登録申込書を返却します。
- ・受付終了後に提出された登録申込書は返却します。

受付期間	令和7年5月26日（月）～令和7年12月26日（金）17:15 必着※
備考	※書類の提出が令和7年12月26日（金）17:15（財団終業時刻）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付しませんのでご注意ください。

- ・登録申込書提出の際の注意事項は、31ページの＜交付申請書等提出時の注意事項＞を参照してください。
- ・封筒の表に**朱書き**で「**スマート・ライフスタイル補助金登録申込書在中**」と記入し、郵送により次の提出先に送付してください。

（登録申込書の提出先）
公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108番地 淡海環境プラザ内
TEL：077-569-5301

5. 登録の完了

- ・補助金登録申込書の受付後、補助金登録完了通知書を送付します。
 - ・補助金登録完了通知をもって、登録申込事業に係る予算を確保しますが、登録完了通知日以前に工事着工された場合、予算確保の効力が失効しますので、対象設備の工事着工は、登録完了通知日以降に実施してください。
 - ・この登録は交付申請の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。
 - ・交付の決定は交付申請書（様式第3号）の受付・審査によって行います。
 - ・補助金登録完了通知書には、交付申請時に必要な登録番号が記載されています。
 - ・登録完了通知書を紛失された場合、手続代行者からの登録番号の問い合わせにはお答えできませんので、必ず申請者本人が、氏名、送付先住所、再発行理由を記載した再発行を依頼する文書（様式任意）を財団あて送付してください。
 - ・工事内容の変更や中止等により交付申請書を提出できなくなった場合は、様式第7号により、登録の変更および取り下げを行ってください。
- ※予算の範囲を超える登録申込みによる受付終了後の交付申請予定額の増額変更は認め

ませんのでご注意ください。

6. 交付申請書の提出

- ・補助金の交付を希望される場合は、対象設備設置後、補助金交付申請書（様式第3号）に35～47ページに記載の添付書類（※）を添えて提出してください。なお、登録申込書提出時の書類に変更がない場合は、重複する書類について添付を省略することができます。

※住民票または納税証明書に不備がある場合、受付しませんのでご注意ください。

- ・補助金交付申請書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を超える交付申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。（ホームページに掲載）
- ・予算の範囲を超えた受付終了当日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は交付申請書を返却します。
- ・受付終了後に提出された交付申請書は返却します。

受付期間	令和7年5月26日（月）～令和8年2月13日（金）17:15 必着※
備考	・事業を実施し、工事・支払完了後60日以内（もしくは令和8年2月13日のいずれか早い日）までに交付申請書を提出してください。 ※書類の提出が令和8年2月13日（金）17:15（財団終業時刻）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付しませんのでご注意ください。

（交付申請書の提出先）

公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108番地 淡海環境プラザ内

TEL：077-569-5301

<交付申請書等提出時の注意事項>

- ・申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
（A3の場合は折り込む）
- ・33ページ「11. 提出書類一覧」の各事業の番号順に並べてください。
- ・レターパック、特定記録等の追跡可能な方法により、郵送してください。
- ・封筒の表に「スマート・ライフスタイル補助金（重点対策）」、「スマート・ライフスタイル補助金（基本対策）」または「スマート・ライフスタイル補助金（促進区域）」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- ・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。
- ・申請者名（申込者名）および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。修正テープ等は使用しないでください。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。財団からの問い合わせや市町等の補助金申請に必要な場合がありますので、申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・追加書類、変更書類を提出される際も同様をお願いします。

7. 手続代行者

- ・無償で手続きを行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者等に手続きを代行させることができます。その場合は、様式第1号および様式第3号に代行者にかかる情報を記入してください。
- ・交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。
- ・代行者は、本手続きの代行で得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い、適切に取り扱ってください。
- ・なお、事業の辞退・取り下げ・書類の不備が多発するような手続代行者の申請案件は次回以降、申請を受理しない場合があります。

8. データ等の提供

- ・補助対象事業者は、本補助金の目的に必要な範囲において、財団が太陽光発電の普及に関するデータ等の提供、利用状況の報告または現地調査の実施を求めた場合、協力するように努めてください。
- ・利用状況の報告としては、以下の内容について例年12月～1月頃に財団より文書で依頼しますので報告をお願いします。
 - ① 重点対策加速化事業および促進区域内再エネ導入推進事業
太陽光発電システムを設置された方は、発電電力量、売電電力量および自家消費率等の報告が必要です。（交付要件である自家消費率の確認のため）
※自家消費率が30%未満となる場合、補助金を返還していただく場合があります。
 - ② 基本対策推進事業
太陽光発電システムおよびエネファームを設置された方は、発電電力量および売電電力量等の報告が必要です。（びわ湖カーボンクレジットの認証を受けるため）

9. 対象設備の処分の制限

- ・対象設備の法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの処分を行うときは、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。
- ・承認を受ける場合は、財産処分承認申請書（様式第9号）を提出してください。
- ・処分の内容によっては、補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

○法定耐用年数

太陽光発電システム	・・・	17年
家庭用蓄電池	・・・	6年
高効率給湯器	・・・	6年
		等

10. その他

- ・予算に対する補助金申請額の状況（補助金残額）はHPに掲載しています。
- ・要件に変更がある場合やお知らせ等については、HP上に掲載することがありますので、随時確認してください。
- ・提出していただいた書類は特段の事情がない限りこちらで保管しますので、ご了承ください。

11. 提出書類一覧

以下の通り、提出書類をA4（A3の場合は折り込む）サイズに揃えて、番号順に並べて提出してください。

（1）重点対策加速化事業（個人登録申込者）

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申込者	1	□補助金登録申込書 （様式第1号）①重点対策加速化事業用	
	2	□対象設備の見積書等のコピー	□申込者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの
	3	□申込者本人の住民票の写し	□提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。
	4	□その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に設置する場合	5	□集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置する場合	6	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申込者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申込者に移った翌日以降に着工している必要があります。
兼用住宅に設置する場合	7	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申込者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申込者に移った翌日以降に着工している必要があります。

(2)促進区域内再エネ導入推進事業（個人登録申込者）

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申込者	1	□補助金登録申込書（様式第1号）③促進区域内再エネ導入推進事業用	
	2	□対象設備の見積書等のコピー	□申込者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの
	3	□申込者本人の住民票の写し	□提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。
	4	□その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に設置する場合	5	□集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置する場合	6	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居家族であるか、もしくはその予定であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※既存住宅の場合は、所有権が申込者に移った翌日以降に着工している必要があります。
兼用住宅に設置する場合	7	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居家族であるか、もしくはその予定であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※既存住宅の場合は、所有権が申込者に移った翌日以降に着工している必要があります。

(3) 重点対策加速化事業（個人交付申請者）

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	□提出書類チェックシート	
	2	□補助金交付申請書（様式第3号）①重点対策加速化事業用	
	3	□工事完了証明書（様式第6号）	
	4	□対象設備の領収書のコピー	□申請者名 □品名 □品番 □販売店名 □販売店住所 □電話番号 の記載があること。 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※複数の対象設備を申請される場合は、それぞれの金額（税抜き）がわかる様にしてください ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。 ※経費の詳細がわかる内訳書を添付すること。
	5	□振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	□金融機関名 □本支店名 □口座番号 □口座名義 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
	6	□対象設備設置後（改修後）の写真および家屋全体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※エコキュート等の設置後の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です。 ※太陽光発電の設置後の写真は、パネル枚数が確認できるよう撮影してください。 ※蓄電池の設置後の写真は、蓄電池とパワーコンディショナとも必要です。 ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があり、対象設備が写ってなくても差し支えありません。 ※集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真を添付してください。

	7	□申請者本人の住民票の写し	□提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。 ※登録申込時より変更がない場合は省略できます。
	8	□滋賀県が発行する納税証明書	□提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※県税に未納がないことの証明です。 ※47ページに記載の県税事務所で交付を受けてください ※法人でない管理組合は収益事業から生じた所得がないことがわかる書類（決算書等）を提出してください。
	9 (任意)	□「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書 (様式第10号)	滋賀県が推進する「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。 ※「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。 任意のお名前でも賛同可能です。（ニックネーム可）
	10	□その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に 設置した場合	11	□集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置した場合	12	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
兼用住宅に設置した場合	13	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。

太陽光発電を設置した場合	14	☐ 太陽光発電の出力 対比表のコピー	☐ モジュールの製品名 ☐ 製造番号 ☐ 公称発電出力 ☐ 出荷時出力
	15	☐ 太陽光発電設備調 書（様式第11号）	
	16	☐ 電力会社との連系 協議書類等のコピー	※余剰電力を売電する場合は売電契約書の写し ※余剰電力を売電しない場合は以下の①および② ①電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、 申合書等の FIT 制度による連系でないことの分かる 書類）の写し ②その他付随資料（例えば、単線結線図、発電所構内図等、 需要設備のある自家消費型であることの分かる図面）
	17	☐ パワーコンディシ ョンナのカタログのコ ピー	☐ 品番 ☐ 定格出力 ☐ 夜間待機電力
	18	☐ 対象設備の要件を 満たしていることが わかる書類（カタロ グ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類
高効率給湯器を設置した場合	19	☐ 高効率給湯器の要 件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の給湯器等に 対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られることが分かる 書類（エネファーム以外） ※この補助金のホームページ TOPICS（トピックス）に掲 載の「高効率給湯器省CO ₂ 率計算シート例（Excel）」を 参考にして計算した書類（任意様式）を提出してください。
	20	☐ 交換前の給湯器の 機種がわかる写真、 取扱説明書、廃棄時 の書類、購入時の書 類等のいずれか	写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定め る「交換前設備証明書」を提出してください。
	21	☐ 対象設備の要件を 満たしていることが わかる書類（カタロ グ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類
家庭用蓄電池を 設置した場合	22	☐ 対象設備の要件を 満たしていることが わかる書類（カタロ グ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類 ☐ 配線図もしくはシステム構成図

断熱設備を設置した場合	23	□工事領収書・見積書、工事請負契約書又は請書（内訳明細が付いたもの）の写し	補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの ・財団が規定する対象経費に基づいて、製品区分毎に記入すること。 ・申請書と平面図との整合性が取れていること。
	24	□平面図・姿図・求積図・求積表	補助対象工事を行う部分とその内容がわかるように示した平面図・姿図・求積図・求積表 ・増減築の有無にかかわらず、改修前、改修後の 1/100～1/50 程度の各平面図（改修しないフロアも含む）を必ず提出すること。 ・平面図には「改修前」「改修後」の表記及び、方位を記載すること。 ・申請書に記載の「延べ床面積」の算定式及び、改修率の算定式を記載すること。 ・申請書に記載の「補助対象床面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積図、求積表を記載すること。 ・申請書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記すること。 ・ガラスの改修（ガラス交換、カバー工法）をする場合は姿図を必ず提出すること。なお、姿図には寸法も入れること。 ・平面図等に求積表を記載しない場合は別途提出すること。断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、施工面積を記載すること。 ・求積図の番号の記載があり、申請書の求積表番号と施工面積の整合がとれていること。
	25	□写真	既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真および工事を行う部位毎の工事着手後の完了写真
	26	□建物登記事項証明書（原本）	補助対象工事を行う建物の所有者および建物の種類が確認できるもの
	27	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類

高効率空調設備を設置した場合	28	☐ 高効率空調機器の要件が確認できる書類	補助対象住宅内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上の省CO ₂ 効果が得られることが分かる書類（様式第14号計算ファイル）
	29	☐ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	
	30	☐ 交換前の空調機器等の機種、消費電力量もしくは消費電力がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか（新規設置の場合を除く）	写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を提出してください。
高機能換気設備を設置した場合	31	☐ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類
	32	☐ 建築物に合致する最大の換気量であることが分かる設計書（必要換気量（一人当たり毎時 30 m ³ 以上）を確保できない場合のみ）	
高効率照明機器を設置した場合	33	☐ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類

(4) 基本対策推進事業（個人交付申請者）

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	□提出書類チェックシート	
	2	□補助金交付申請書（様式第3号）②基本対策推進事業用	
	3	□工事完了証明書（様式第6号）	※太陽光発電システムの工事完了日は、電力会社との受給開始日を記載してください。
	4	□対象設備の領収書のコピー	□申請者名 □品名 □品番 □販売店名 □販売店住所 □電話番号 の記載があること。 ※HEMS購入の場合は、販売店住所が滋賀県であること。 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※複数の対象設備を申請される場合は、それぞれの金額（税抜き）がわかる様にしてください ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。 ※経費の詳細がわかる内訳書を添付すること。
	5	□振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	□金融機関名 □本支店名 □口座番号 □口座名義 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
	6	□対象設備設置後の写真および家屋全体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※エコキュート等の設置後の写真は、ヒートポンプと貯湯タンクとも必要です。 ※太陽光発電の設置後の写真は、パネル枚数が確認できるよう撮影してください。 ※蓄電池の設置後の写真は、蓄電池とパワーコンディショナとも必要です。 ※窓断熱設備設置後の写真は、窓の構造が分かるようにし、また、下記 No. 3 2 窓断熱設備調書に記載した番号①～④を写真に記し分かりやすく示してください。 ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があり、補助対象設備が写っていても差し支えありません。 ※集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真を添付し

			てください
	7	□申請者本人の住民票の写し	□提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。
	8	□滋賀県が発行する納税証明書	□提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※県税に未納がないことの証明です。 ※47ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。 ※法人でない管理組合は収益事業から生じた所得がないことがわかる書類（決算書等）を提出してください。
	9 (任意)	□「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書 (様式第10号)	滋賀県が推進する「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。 ※「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。 任意のお名前でも賛同可能です。（ニックネーム可）
	10	□その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に 設置した場合	11	□集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	
別荘に設置した場合	12	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
兼用住宅に設置した場合	13	□登記事項証明書（建物の全部事項証明書）	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。（コピーしたものは不可） ※建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要です。（同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください） ※所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。

太陽光発電を設置した場合	14	☐ びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届（様式第12号）	既に入会されている場合は、「入会登録通知」のコピーを提出してください。 びわ湖カーボンクレジット倶楽部への入会については、以下をご参考ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/323613.html
	15	☐ 固定価格買取（FIT）制度に係る太陽光発電の事業計画認定書のコピー	※固定価格買取（FIT）制度の太陽光発電の事業計画認定の手続きには2ヶ月以上かかる場合があります。余裕をもって手続きを進めてください。
	16	☐ 電力受給契約内容のお知らせのコピー	
	17	☐ 太陽光発電の出力対比表のコピー	☐ モジュールの製品名 ☐ 製造番号 ☐ 公称発電出力 ☐ 出荷時出力
	18	☐ 太陽光発電設備調書（様式第11号）	
	19	☐ パワーコンディショナのカタログのコピー	☐ 品番 ☐ 定格出力 ☐ 夜間待機電力
太陽光発電だけを対象設備とする場合	20	☐ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類 ☐ 補助要件を満たしている書類
	21	☐ HEMSの要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	☐ エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができる必要があります。 ☐ 一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有している必要があります。 ☐ 未使用であること。
	22	☐ HEMSの領収書のコピー	☐ 申請者名 ☐ 品名 ☐ 品番 ☐ 販売店名 ☐ 販売店住所
高効率給湯器を設置した場合	23	☐ HEMS設置後写真	
	24	☐ びわ湖カーボンクレジット倶楽部入会届（様式第12号）	※エネファームを設置した場合は必須です。 既に入会されている場合は、「入会登録通知」のコピーを提出してください。 びわ湖カーボンクレジット倶楽部への入会については、以下をご参考ください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/323613.html

	25	□交換前の給湯器の機種がわかる写真、取扱説明書、廃棄時の書類、購入時の書類等のいずれか	写真は型番がわかる様に撮影してください。 ※いずれの確認書類の提出が困難な場合に限り、別に定める「交換前設備証明書」を提出してください。
	26	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類 ※特に、補助要件として、太陽光発電と接続されるか停電の際、単独で設備の機能を利用できる設備であることが必要です。
	27	□太陽光発電とシステム連携していることが分かる書類	※停電の際、単独で設備の機能を利用できない場合は必須です。 □配線図もしくはシステム構成図 □既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
太陽熱利用システムを設置した場合	28	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類 ※特に、補助要件として、太陽光発電と接続されるか停電の際単独で設備の機能を利用できる設備であることが必要です。
	29	□太陽光発電とシステム連携していることが分かる書類	※停電の際、単独で設備の機能を利用できない場合は必須です。 □配線図もしくはシステム構成図 □既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
蓄電池、V2Hを設置した場合	30	□太陽光発電とシステム連携していることが分かる書類	□配線図もしくはシステム構成図 □既設太陽光パネルもしくは発電量を示すモニターの写真
	31	□対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	□設備要件を満たしている書類 □補助要件を満たしている書類
窓断熱設備を設置した場合	32	□窓断熱設備調書（様式第13号）	※領収書（もしくは見積書・契約書等）に記載された窓の寸法と合っていることを確認してください。 ※番号①～④を上記 No. 6 対象設備設置後写真に記し、分かりやすく示してください。

	33	☐ 対象設備の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類 ☐ 補助要件を満たしている書類 ※先進的窓リノベ事業や子育てグリーン住宅支援事業等の補助金交付申請時に提出された「性能証明書の控え」をお持ちの場合、そのコピーも提出してください。
--	-----------	--	---

（５）促進区域内再エネ導入推進事業（個人交付申請者）

対象	No.	名称	確認事項・注意事項等
すべての申請者	1	☐ 提出書類チェックシート③促進区域内再エネ導入推進事業用	
	2	☐ 補助金交付申請書（様式第３号）③促進区域内再エネ導入推進事業用	
	3	☐ 工事完了証明書（様式第６号）	
	4	☐ 対象設備の領収書のコピー	☐ 申請者名 ☐ 品名 ☐ 品番 ☐ 販売店名 ☐ 販売店住所 ☐ 電話番号 の記載があること。 ※領収書には必ず申請者名の記載があること。 ※「領収書」と記載されていないレシートは使用不可 ※申請者の同居者名義でも可。当該同居者の住民票も併せて提出してください。 ※複数の対象設備を申請される場合は、それぞれの金額（税抜き）がわかる様にしてください ※見積書や契約書等を添付する場合は、対象の経費に○をつける、「太陽光」「蓄電池」等、わかりやすく記載してください。 ※経費の詳細がわかる内訳書を添付すること。
	5	☐ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー	☐ 金融機関名 ☐ 本支店名 ☐ 口座番号 ☐ 口座名義 ※ネット銀行等で通帳がない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。

	6	□対象設備設置後（改修後）の写真および家屋全体の写真	※製品に貼られた品番等が記載されたステッカーの文字が判読できる写真を添付してください。 ※太陽光発電の設置後の写真は、パネル枚数が確認できるよう撮影してください。 ※蓄電池の設置後の写真は、蓄電池とパワーコンディショナとも必要です。 ※家屋全体の写真は、地面から屋根までが写り、個人住宅を確認できる必要があり、対象設備が写っていないでも差し支えありません。 ※集合住宅の場合は、集合住宅全体がわかる写真を添付してください。
	7	□申請者本人の住民票の写し	□提出日以前3ヶ月以内に発行された現住所のもの □個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※「住民票の写し」とは、市町窓口で発行される原本です。（コピーしたものは不可） ※法人でない管理組合は総会の議事録等、法人の管理組合は登記事項証明書を提出してください。 ※登録申込時より変更がない場合は省略できます。
	8	□滋賀県が発行する納税証明書	□提出日以前3ヶ月以内に発行された原本 ※県税に未納がないことの証明です。 ※47ページに記載の県税事務所で交付を受けてください。 ※法人でない管理組合は収益事業から生じた所得がないことがわかる書類（決算書等）を提出してください。
	9 (任意)	□「しがCO ₂ ネットゼロムーブメント」賛同書 (様式第10号)	滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同のご協力をお願いします。 ※「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書を提出されないことで補助金の登録を妨げるものではありません。任意のお名前でも賛同可能です。（ニックネーム可）
	10	□その他理事長が必要と認めるもの	※補助要件を確認できない場合等、追加資料を求めることがあります。
集合住宅に 設置した場合	11	□集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合は、承認されたことがわかる書類のコピー	

別荘に設置した場合 兼用住宅に設置した場合 新築住宅に設置した場合 太陽光発電を設置した場合	12	□登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可) ※交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要です。 (同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください) ※既存住宅の場合は、所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
	13	□登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可) ※交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要です。(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください) ※既存住宅の場合は、所有権が申請者に移った翌日以降に着工している必要があります。
	14	□登記事項証明書 (建物の全部事項証明書)	※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 ※法務局で交付された原本です。(コピーしたものは不可) ※交付申請時点の建物の所有者が申請者もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」または「居宅兼〇〇」であることが必要です。(同居家族の場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください)
	15	□太陽光発電の出力 対比表のコピー	□モジュールの製品名 □製造番号 □公称発電出力 □出荷時出力
	16	□太陽光発電設備調書 (様式第11号)	
	17	□電力会社との連系 協議書類等のコピー	※余剰電力を売電する場合は売電契約書の写し ※余剰電力を売電しない場合は以下の①および② ①電力会社との連系協議書類(系統連系申込書、契約書、 申合書等の FIT 制度による連系でないことの分かる 書類)の写し ②その他付随資料(例えば、単線結線図、発電所構内図等、 需要設備のある自家消費型であることの分かる図面)
	18	□パワーコンディショナ のカタログのコピー	□品番 □定格出力 □夜間待機電力
	19	□対象設備の要件を 満たしていることが わかる書類(カタログ 等)のコピー	□設備要件を満たしている書類

設置した 家庭用蓄電池を した場合	20	☐ 対象設備の要件を 満たしていることが わかる書類（カタロ グ等）のコピー	☐ 設備要件を満たしている書類 ☐ 配線図もしくはシステム構成図

※県税事務所（上記No.8）

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	077-522-9805
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑 565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2206
自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町 2298-2	077-585-7288



「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書の添付について（上記No.9）

公益財団法人淡海環境保全財団では、滋賀県が推進する「しがCO₂ネットゼロムーブメント」への賛同を呼びかけています。

スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金が、徹底した省エネの推進を趣旨としており、補助金の申請は「しがCO₂ネットゼロムーブメント」のひとつと考えられますことから、補助金交付申請書に添えて「しがCO₂ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第10号）の提出をお願いします。

12.PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者が個人用既存住宅および新築住宅にオンサイトPPAモデルまたはリースにより自家消費型太陽光発電等を導入する場合、その導入に要する経費の一部について補助金を交付するものです。

2 補助対象事業者

事業者は次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 滋賀県内の個人用既存住宅および新築住宅にオンサイトPPAまたはリースにより自家消費型太陽光発電システム等を設置する事業者
- (2) 法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）であること
- (3) 滋賀県の県税に未納がない者、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (4) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 補助対象事業および内容

(1) 補助対象事業

- ① オンサイトP P A※1またはリースにより、個人用既存住宅および新築住宅に対し自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意（指定避難所等の場合は除く））であって、需要家※2が「令和7年度淡海環境保全財団スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金交付要綱」第4条を満たす財団補助対象事業者であることが必要です
- ※1 太陽光発電設備等の所有者である補助対象事業者が、需要家の住宅等に太陽光発電設備等を当該補助対象事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことです。
- ※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体のことです。
- ② 重点対策加速化事業を実施する建物は県内に所在する住宅で、需要家が住居として居住していること
- ③ 促進区域内再エネ導入推進事業を実施する建物は県内の促進区域内に所在する住宅で、需要家が住居として居住している、またはする予定であること
- ④ 重点対策加速化事業における対象設備の工事着工日時点の建物の所有者は、需要家もしくは同居の家族であること
- ⑤ 促進区域内再エネ導入推進事業の交付申請時点の建物の所有者は、需要家もしくは同居の家族であること
- ⑥ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること
- ⑦ 対象事業が(2)の各事業および対象設備の要件に合致するものであること

(2) 内容

1 重点対策加速化事業

・事業の要件

- ① 個人用既存住宅において対象設備を設置した者であること。
- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。
- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。

- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑧ 基本対策推進事業および促進区域内再エネ導入推進事業との併用はできない。
- ⑨ 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。
- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為又は設置工事着工日のいずれか早い方が令和 7 年 4 月 11 日以後であること。

・ 交付対象事業の内容

ア 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7 万円/kW（ただし、下記価格（※）を上限とする） ※ 一事業あたり 30 万円
交付要件	a 当該設備容量が 2kW 以上（増設の場合においては、増設分が 2kW 以上）のシステムであること。 b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 d 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。 f PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも

	短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。 i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
--	---

エ 蓄電池

交付率等	蓄電池の価格（円/kWh）の1／3（ただし、下記価格（※1）の1／3を上限とするとともに、下記価格（※2）を上限とする。） ※1 15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き） ※2 一事業あたり30万円
交付要件	a アで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※1に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 h 以下のすべてを満たすこと。 (a) 蓄電池パッケージ ・蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 ・初期実効容量

	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。 （算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること） ・定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。 ・廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 ・アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 (c) 蓄電池部安全基準 ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成 26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011
--	--

	（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 (d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (e) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 (f) 保証期間 ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

2 促進区域内再エネ導入推進事業

・事業の要件

- ① 以下の定義による「促進区域」内に住所がある（予定を含む）個人用住宅において対象設備を設置した者であること。

※ 促進区域

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項に規定する市町村が定めるよう努めるものとしている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」をいう。

- ② 補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費（消費税および地方消費税は除く。）とする。

- ③ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ④ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ⑤ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- ⑥ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑦ 対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること。
- ⑧ 重点対策加速化事業、基本対策推進事業およびその他県が実施する補助金との併用はできない。
- ⑨ 国や県内市町等の補助金において国庫を財源としない他の補助金と併用できるが、補助対象経費は当該補助金を差し引いた額とする。
- ⑩ 対象設備の設置に係る契約締結行為又は設置工事着工日のいずれか早い方が令和 7 年 4 月 11 日以後であること。

・ 交付対象事業の内容

A 住宅用太陽光発電システム（自家消費型）

交付率等	7 万円/kW
交付要件	- a 当該設備容量が 2kW 以上（増設の場合においては、増設分が 2kW 以上）のシステムであること。 - b 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 - c 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 - d 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 - e 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。 - f PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 - g リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備

	等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 h 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上とすること。 i 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。
--	---

B 蓄電池

交付率等	蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3（ただし、下記価格（※）の 1 / 3 を上限とする） ※ 15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
交付要件	a Aで導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。 h 以下のすべてを満たすこと。 (a) 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 (b) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

	・初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) ・定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 ・保有期間 交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者(購入設置者)は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者(購入設置者)へ注意喚起を行うこと。 ・廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 ・アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。 (c) 蓄電池部安全基準 ・リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 (一
--	---

	般社団法人電池工業会発行) とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ・リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 (d) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 ※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (e) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） ・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 (f) 保証期間 ・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

4 登録申込書の提出[任意]

本補助金の登録申込する事業者は、工事着工前に補助金登録申込書（様式第 1 号）【PPA・リース用】に以下の添付書類を添えて提出してください。

対象設備に関する資料

- ・設備導入する経費がわかる見積書等のコピー
(申込者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの)

申込者（事業者）に関する資料

- ・登記事項証明書（直近 3 か月以内に取得されたもの）
- ・事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
- ・直近 2 年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

需要家に関する資料

- ・同意書（別添 1）
- ・「住民票の写し」（提出日以前 3 ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）

5 交付申請書の提出

本補助金の交付申請する事業者は、補助金交付申請書（様式第 3 号）【P P A ・リース用】に以下の添付書類を添えて提出してください。なお、登録申込書提出時の書類に変更がない場合は、重複する書類について添付を省略することができます。

対象設備、P P A ・リース契約に関する資料等

- ・提出書類チェックシート
- ・工事完了証明書（様式第 6 号）
- ・設備導入した経費がわかる領収書や内訳書等のコピー
（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）
- ・経費の詳細がわかる内訳書
- ・対象設備設置後写真および家屋全体の写真（太陽光発電はパネル枚数が確認できる写真）
- ・家庭用蓄電池設置の場合、配線図もしくはシステム構成図
- ・P P A サービスもしくはリース契約の内容がわかる書類
- ・P P A サービス料金もしくはリース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- ・リース等期間が法定耐用年数よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されていることが分かる書類
- ・P P A またはリース契約時の利用料金計算書（別添 2）

申請者（事業者）に関する資料

- ・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前 3 ヶ月以内に発行された現住所の原本）47 ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。
- ・登記事項証明書（直近 3 か月以内に取得されたもの）
- ・事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
- ・直近 2 年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー
（金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

需要家に関する資料

- ・同意書（別添 1）
- ・「住民票の写し」（提出日以前 3 ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）
- ・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前 3 ヶ月以内に発行された現住所の原本）47 ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。
- ・（任意）「しが C O₂ ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第 10 号）

太陽光発電設備に関する資料

- ・太陽光発電の出力対比表のコピー

- ・太陽光発電設備調書（様式第 11 号）
- ・電力会社との連系協議書類等のコピー
- ・パワーコンディショナのカatalog等のコピー（品番、出力のわかるもの）

その他

- ・集合住宅に対象設備を設置した場合
集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー
- ・別荘に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
(重点対策加速化事業の場合、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要)
(促進区域内再エネ導入推進事業の場合、交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要)
- ・店舗、事務所等と兼用で利用している住宅に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
(重点対策加速化事業の場合、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要)
(促進区域内再エネ導入推進事業の場合、交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要)
- ・新築住宅に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
(交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」または「居宅兼〇〇」であることが必要です)
- ・その他理事長が必要と認めるもの



(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人 淡海環境保全財団(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

TEL:077-569-5301 FAX:077-569-5304

MAIL:pv@ohmi.or.jp

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07smart-life/>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8 時 30 分～17 時 15 分(12 時～13 時までは除く)